

警察庁訓令第16号

警察用航空機の運用等に関する細則を次のように定める。

平成4年12月25日

警察庁長官 城内 康光

警察用航空機の運用等に関する細則

〔改正〕平成12年8月24日警察庁訓令第6号

平成13年1月4日警察庁訓令第1号

航空機使用管理細則（昭和40年警察庁訓令第9号）の全部を改正する。

（航空機の仕様の変更等）

第1条 警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、警察用航空機（以下「航空機」という。）の仕様を変更し、又は航空用装備品の種目を新たに追加する必要があると認めるときは、警察庁長官（以下「長官」という。）に申請しなければならない。

（位置通報）

第2条 機長は、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第11項に規定する航空交通管制区及び同条第12項に規定する航空交通管制圏以外の空域を飛行する場合にあっても、随時最寄りの航空路管制業務を行う機関又は都道府県警察の航空基地無線局（以下「警察航空局」という。）と連絡を取り、当該航空機の位置及び飛行の状態を明らかにするように努めなければならない。

（警察航空局の業務）

第3条 警察航空局は、航空機が当該警察航空局の通信圏内を飛行している場合その他警察本部長が指示した場合には、指定された周波数の電波を聴取し、常に当該航空機と交信することのできる態勢にななければならない。

（航空機の燃料の携行）

第4条 航空機は、最初の燃料補給予定地までの飛行を終えるまでに要する燃料の量に、更に巡航速度で20分間飛行することができる燃料の量を加えた量の燃料を携行しなければ、これを出発させてはならない。

（航空機事故）

第5条 警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第15条第2項の長官が定める航空機事故は、次に

掲げる被害等を生じたものとする。

- (1) 航空機による人（警察職員を除く。）の軽傷
- (2) 航空機による物件（警察の用に供せられている国有又は地方公共団体所有の財産及び物品を除く。）の損壊

2 規則第15条第2項の長官が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 航空機の登録記号及び型式
- (2) 機長の氏名
- (3) 特定事故の発生の日時及び場所並びに当該場所における当時の気象状態
- (4) 特定事故の発生の前後の状況
- (5) 死傷者（行方不明者を含む。以下この号において同じ。）の氏名及び負傷の程度その他死傷者の捜索、救護等に関し参考となる事項
- (6) 物件の損壊の程度
- (7) 特定事故の原因と推定される事項
- (8) 特定事故に対する措置の概要

（整備の要領）

第6条 規則第21条の長官が定める要領は、普通整備にあつては別表第1、定期整備にあつては別表第2、特別整備にあつては別表第3のとおりとする。

（簿冊の備付け等）

第7条 運航責任者は、別表第4に掲げる簿冊を備え付け、航空機の運航、整備等の状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の簿冊の様式等は、別に定める。

（報告等）

第8条 警察本部長は、その管理に係る航空機の運航又は故障の状況に関して、毎月、報告書を作成し、その翌月の10日までに、これを長官に提出しなければならない。

2 警察本部長は、操縦士の技能に関して、毎年1月1日現在の技能記録書を作成し、1月31日までに、これを長官に提出しなければならない。

3 第1項の報告書及び前項の技能記録書の様式等は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則〔平成12年 8月24日警察庁訓令第 6号〕

この訓令は、平成12年 9月 1日から施行する。

附 則〔平成13年 1月 4日警察庁訓令第 1号〕

この訓令は、平成13年 1月 6日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

実施時期	実施要領
飛行前	<p>(1) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第 5 条の 5 の整備手順書に記載された事項（以下「整備手順」という。）により機長及び航空整備士（航空法第24条の一等航空整備士及び二等航空整備士をいう。以下同じ。）が行う。</p> <p>(2) 連続して飛行するときは、省略することができる。</p> <p>(3) 必要により整備手順の点検項目以外の項目について行う。</p>
飛行後	<p>(1) 整備手順により航空整備士が行う。</p> <p>(2) 夜間飛行、航空整備士の事故、悪天候等のため行うことができないときは、翌日速やかに行う。</p> <p>(3) 飛行しない日が続いた場合は、7日に1回以上行う。</p> <p>(4) 連続して飛行し、又は飛行後直ちに定期整備を行うときは、省略することができる。</p> <p>(5) 必要により整備手順の点検項目以外の項目について行う。</p>
必要が生じたとき。	<p>(1) 整備手順により航空整備士が行う。</p> <p>(2) 国土交通省航空局が発行する耐空性改善通報又は航空機若しくは航空用装備品製造業者が発行する技術通報（以下「通報」という。）に示された要領により航空整備士が行う。</p>

別表第2（第6条関係）

実 施 要 領	実 施 要 領
整備手順に定められた時間（長官が当該時間を短縮したときはその時間）に達したとき。	整備手順により、整備を委託し、又は航空整備士が行う。

別表第3（第6条関係）

実 施 要 領	実 施 要 領
航空法施行規則第5条の6に定める大修理及び改造の必要が生じたとき。	通報に示された要領により、整備を委託し、又は航空整備士が行う。
長官が特に指示したとき。	長官が指示する要領により、整備を委託し、又は航空整備士が行う。

別表第4（第7条関係）

名 称	内 容
飛行及び整備記録簿	飛行記録及び無線業務日誌 航空機整備記録 不具合事項等記録 カレンダー・時間検査記録 時間交換部品記録
航空機等の経歴簿	航空機及び航空用整備品の経歴 通報の実施記録 重量及び重心の測定記録 航空機附属品記録